厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(脱退手当金)

平成 27 年2月 27 日 厚生労働大臣決定

厚生年金保険記録訂正請求認定基準·要領(脱退手当金)【目次】

弗 早 T	−般旳事項	l
第1	判断を行うに当たって別に定める基準	1
第2	認定の原則	1
第3	基準の前提	1
1	訂正請求の要件	1
2	訂正請求の対象	1
第4	特定事案の基準と総合認定の基準との関係	2
1	特定事案の基準	2
2	総合認定の基準	2
第5	基準解釈上の留意事項等	2
1	請求競合の取扱い	2
	(1) 同一厚年被保険者期間に対する請求競合	2
	(2) 支給決定日の属する厚年被保険者期間に対する請求競合	
2	旧船員保険の脱退手当金の取扱い	3
3	請求者について	3
第2章 訂	忍定に当たっての基準	4
第1節	特定事案の基準	4
第1	本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる事案	4
1	認定基準	4
	(1)積極的な事情	4
	(2)消極的な事情	4
	(3) 訂正対象外要件	5
2	認定要領	5
第2	支給日より前に脱退手当金未支給期間がある事案	5
1	認定基準	5
	(1)積極的な事情	5
	(2)消極的な事情	5
	(3) 訂正対象外要件	6
2	認定要領	6
第2節	総合認定の基準	7
第1	認定基準	7
1	事案の事情評価	7
	(1)積極的な事情	7
	(2)消極的な事情	7
2	事案の認定	7
	(1) 積極的な事情が存在しない事案	7
	(2) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれる事案	

	(3) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれない事案事案	. 7
	(4) 上記(1)から(3)までの認定方法のいずれにも該当しない事案事案	. 8
	【別表第1】《積極的な事情》	. 9
	【別表第2】《消極的な事情》1	0
第3章 訂	「正すべき期間1	1
第1	訂正範囲1	1
1	請求期間全てを訂正する場合1	1
2	請求期間の一部を訂正する場合	1

第1章 一般的事項

第1 判断を行うに当たって別に定める基準

厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。)第 28 条の2第1項に規定する 厚生年金保険原簿に記録されている事項(以下「厚生年金記録」という。)のうち、同項に規定する特定 厚生年金保険原簿記録についての訂正に関する判断の基準は、「社会通念に照らして明らかに不合理 ではなく、一応確からしい」である。

この判断を行うに当たって、厚年法第 28 条の3第1項及び国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の 訂正に関する方針(平成 27 年厚生労働省告示第 42 号)第3の2の規定に基づき、厚生年金保険(脱退 手当金)に関する訂正請求について、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(脱退手当金)を次の ように定める。

第2 認定の原則

個々の事案について判断の基準に当たるかどうかを検討し、認定するためには、まず事案に係る関連 資料及び周辺事情の収集を行い、そこから得られる個々の事情を積極的な事情(訂正の認容に対し肯 定的な事情)又は消極的な事情(訂正の認容に対し否定的な事情)として評価する。

当該評価の結果に基づき、「第2章 認定に当たっての基準」により脱退手当金の支給事実の有無について認定する。

第3 基準の前提

1 訂正請求の要件

この基準は、厚年法第 28 条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行われた厚生年金記録に対する訂正請求(脱退手当金に係るものに限る。)を認定するためのものである。そのため、次のいずれかに該当する事案は、適格な請求とはいえないものであり、この基準で認定すべきものでないから、社会保障審議会(厚年法第 100 条の9第1項又は第2項の規定により同法第 28 条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会)の審議を経た上で訂正請求が却下されることを前提とする。したがって、事案を処理しようとする段階においては、次に掲げる事案に該当していないことについての確認を行うものとする。

- ・請求者が法定の請求者適格を有していない事案
- ・ 訂正請求の内容が法定の対象記録の訂正ではない事案

2 訂正請求の対象

この基準は、脱退手当金の支給の基礎となった実在する厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年被保険者期間」という。)が厚年被保険者期間でなかったものとみなされていることに対して、その支給が事実と異なるとして当該厚生年金記録(被保険者資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬等の記録)を厚年被保険者期間として取り扱うよう求めているものを対象に定めている。

第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係

この基準は、第2章に「第1節 特定事案の基準」と「第2節 総合認定の基準」を設けており、この2つの基準の適用関係は次のとおりである。

1 特定事案の基準

脱退手当金の支給が1回であり、かつ、その支給を前提とした場合に特定の積極的な事情だけがある 事案について、特定事案の基準に該当するときは、その支給に係る厚年被保険者期間について、訂正の 認定を行う。

なお、特定事案の基準に該当する事案については、年金事務所段階で記録訂正することができるものであるため、厚生労働大臣(厚年法第100条の9第1項又は第2項の規定により同法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局長又は地方厚生支局長とする。以下同じ。)において、この基準を適用するケースは、請求者が年金事務所段階での訂正処理に応じない場合に限定される。

2 総合認定の基準

特定事案の基準に該当しない事案については、総合認定の基準で訂正、不訂正の認定を行う。

第5 基準解釈上の留意事項等

1 請求競合の取扱い

(1) 同一厚年被保険者期間に対する請求競合

脱退手当金の非受給を理由とする訂正請求は、それが支給されていないので、その額の計算の基礎となった期間は厚年被保険者期間として認めるべきというものであるが、同時に当該厚年被保険者期間について被保険者資格の取得及び喪失の年月日や標準報酬月額などを対象とした別の訂正請求があり得る。

しかしこの場合でも、脱退手当金に関しては、その支給の前提となった訂正請求時点の厚年被保 険者期間について、脱退手当金の支給効果を取り消すかどうかの認定を独立して行うものとする。

(2) 支給決定日の属する厚年被保険者期間に対する請求競合

脱退手当金は制度からの完全脱退を趣旨に制定されていた制度であるため、脱退手当金の受給権発生後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合には、その時点において脱退手当金の受給権が失権することはもちろん、仮に脱退手当金を支給したという事実があったとしてもその支給も無効となる。

このため、脱退手当金の支給決定日の属する期間について、厚生年金保険の被保険者としての資格の存在を求めている別の訂正請求がある場合においては、当該訂正請求によって厚年被保険者期間の存在が認められた場合は脱退手当金の受給権自体が消滅することとなる。

したがって、脱退手当金の支給決定日の属する期間を対象として訂正請求されている別の厚生年金事案がある場合は、当該事案の訂正・不訂正の決定を待った上で、脱退手当金に関する事案を処理するものとする。

2 旧船員保険の脱退手当金の取扱い

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第86条第6項の規定により、なおその効力を有するものとされた旧船員保険法の規定に基づく脱退手当金については、特段の定めを置いていないことから、旧船員保険の脱退手当金に係る事案を検討する際は、支障のない範囲でこの基準を読み替え、類推することにより認定を行うものとする。

3 請求者について

被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)の死亡に伴い、以下の表の左欄に掲げる者が訂正請求をする場合であって、請求期間に係る被保険者等について記述している場合は、「請求者」とあるのは同表の右欄に掲げる者に読み替えるものとする。

被保険者等の死亡に伴う未支給の保険給付の支	死亡した保険給付の受給権者
給を請求することができる者	
被保険者等の死亡に伴う保険給付を受けることが	死亡した被保険者等
できる遺族	

第2章 認定に当たっての基準

第1節 特定事案の基準

請求理由が「脱退手当金の請求・受給は一切していない」とする事案のうち、特定の積極的な事情が存在すると認められ、「脱退手当金の支給事実がなかった」とする認定は、次の基準による。

なお、特定事案の基準に該当しない事案については、次の「第2節総合認定の基準」により認定する。

第1 本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)。

- ア 次の全ての要件に該当する場合
 - (ア)請求者の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該請求者の記録が旧姓表示のままとなっていること(請求者が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。)。
 - (イ) 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、請求者が国民年金等に加入し、保 険料を納付していること。
- イ 請求者が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退 手当金を支給したことを示す表示がないこと(請求者の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和 28 年 11 月前(※)である場合を除く。)。
 - ※ 脱退手当金の支給決定日が昭和 28 年 11 月前の場合は、厚生年金保険被保険者証に、 脱退手当金を支給したことを示す表示を行うこととされていない。
- ウ 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚年被保険者期間を対象として脱退手 当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理 (当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていないこと。
- エ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の 受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった請求者の被保険者記録の性別 が男性とされていること。

なお、当該脱退手当金の算定基礎とされている厚年被保険者期間において最後に加入していた 事業所に係る被保険者名簿等及び社会保険オンラインシステムにおける被保険者記録の性別が 男性とされている事案であって、請求期間に係る脱退手当金の支給決定当時の男性の受給要件 に該当しないものについては、当該請求者の実際の性別が男性であるか女性であるかにかかわら ず、該当するものであること。

(2) 消極的な事情

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

- ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定 請求書等)が確認できる場合
- イ 請求者が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めて いる場合

ウ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(3) 訂正対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合は、記録訂正の対象外であること。

2 認定要領

以下の事項については、当該認定基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

- (1) 「脱退手当金が支給決定されている」日とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票(一時金画面)に表示される「支給日」であること。
- (2)「支給決定後間もなく」とは、支給決定後、国民年金等への加入までの期間が1年以内であるものとし、社会保険オンラインシステムの「支給日」から資格取得日までの期間により判断すること。
- (3) 「国民年金等に加入」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に加入していること。
- (4)「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に加入していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に加入していた場合であって、10年以上継続して加入(継続して複数の制度に加入している場合を含む。)しており、国民年金においてはこの期間が全て保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること。
- (5)「脱退手当金の支給記録が複数回ある場合」とは、請求期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合のことで、共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給も含むものであること。

第2 支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間(以下「脱退手当金未支給期間」という。)がある事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

脱退手当金を受給していない旨の請求であって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)。

- ア次の全ての要件に該当すること。
 - (ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。
 - (イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定 当時、同じ記号番号で管理されていたこと。
- イ 次の全ての要件に該当すること。
 - (ア)脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。
 - (イ)脱退手当金未支給期間と当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと。
 - (ウ)当該脱退手当金の支給日以後1年以内に国民年金等に加入し、保険料を納付していること。
 - (エ)当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。

(2) 消極的な事情

次のアからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。 ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定 請求書等)が確認できる場合

イ 請求者が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めて

いる場合

- ウ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の 記号番号の重複取消処理が行われている場合
- エ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合
- オ 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給されている場合

(3) 訂正対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合は、記録訂正の対象外であること。

2 認定要領

「第1 本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる事案」の認定要領と同様であること。

第2節 総合認定の基準

第1 認定基準

1 事案の事情評価

請求事案に認められた事情の評価は、次によるものとする。

(1) 積極的な事情

事案について認められた事情が別表第1に掲げる個別事情であるときは、原則、積極的に評価するものとし、積極的な事情を有するものとする。

(2) 消極的な事情

事案について認められた事情が別表第2に掲げる個別事情であるときは、原則、消極的に評価するものとし、消極的な事情を有するものとする。

2 事案の認定

総合認定は、請求事案に認められた個別の事情について、「1 事案の事情評価」により評価した結果に基づき、それらを組み合わせることにより、原則として次のとおり認定する。

ただし、認められた「積極的な事情」又は「消極的な事情」から当該認定が著しく不当になると認める場合にあっては、これによらず、全ての事情を勘案し総合的に認定する。

(1) 積極的な事情が存在しない事案

積極的な事情が存在しない事案は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」ものと 認定する。

(2) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれる事案

別表第2の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」 又は「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」がある事案は、当該請求に係る「脱退手当金の 支給事実が存在した」ものと認定する。

(3) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれない事案

別表第2の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」 及び「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」がない事案については、次のアからウまでのいずれ かに該当する場合は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実がなかった」ものと認定する。

- ア 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」 があり、かつ、「本人が請求したとは考えがたい事情」又は「支給されたとされる時期の事務処理を前 提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」がある。
- イ 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」 がないが、「本人が請求したとは考えがたい事情」とされる個別事情が複数あり、かつ、次のいずれか である。
 - (ア) 別表第1の「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」がある。
 - (イ) 別表第2の「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると適正な請求に基づいて支給 したと考えられる事情」がない。
 - ウ 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」 がなく、かつ、「本人が請求したとは考えがたい事情」とされる個別事情が複数ないが、「支給されたと される時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」とされる個別事情

の(1)から(4)までのいずれかがある。

(4) 上記(1)から(3)までの認定方法のいずれにも該当しない事案

上記(1)から(3)までの認定方法のいずれにも該当しない場合は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」ものと認定する。

【別表第1】《積極的な事情》

〇「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の積極的な事情を有する。

- (1) 資格喪失後おおむね1年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。
- (2)請求者とほぼ同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給 記録がないなど。
- (3) 請求期間当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことをうかがわせる事業主、同僚等の証言がある。
- (4) 資格喪失時には脱退手当金の受給権がないが、その後の法改正で受給権が発生している。

O「本人が請求したとは考えがたい事情!

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の積極的な事情を有する。

- (1) 脱退手当金の支給決定がなされた日前の厚年被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。
- (2) 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者台帳(旧台帳)又は被保険者名簿(原票)において、請求者の姓は改姓されていない。
- (3) 脱退手当金の支給決定当時又はその後間もなく国民年金に加入し、保険料を納付している。
- (4) 脱退手当金の支給決定後間もなく厚生年金等に加入している。
- (5) 請求者が、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、受給を疑わせる関係者の証言がある。
- (6)請求期間に係る被保険者台帳記号番号と請求期間後の厚年被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号が同一である。
- (7) 請求期間直後まで遡って国民年金保険料を特例納付している。

○「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の積極的な事情を有する。

- (1) 脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。
- (2) 脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)。
- (3)請求者の厚生年金記録の性別が男性とされているが、脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性であれば脱退手当金の受給権が発生しない。
- (4) 脱退手当金の計算の基礎とされた複数ある厚年被保険者期間の中に異なる被保険者台帳記号番号で管理された厚年被保険者期間があるが、番号を統合するための重複取消処理が行われていない。
- (5) 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。
- (6) 被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者台帳(旧台帳)若しくは被保険者名簿(原票)の氏名又は生年月日が請求者のものと異なっている。
- (7) 脱退手当金の支給記録がある同僚については、被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿 (原票)に、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、請求者については、その表示がない。
- (8) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の事務処理では、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳 (旧台帳)の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示がない。

【別表第2】《消極的な事情》

○「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1)請求者とほぼ同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に、資格喪失の約6か月以内に脱退手当金を支給した記録があるなど。
- (2)請求期間当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていたことをうかがわせる事業主、同僚等の証言がある。
- (3) 事業所に保存されていた脱退手当金に係る資料に、請求者に係る記載等がある。

〇「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1) 請求者が「脱」表示のある厚生年金保険被保険者証を所持している。
- (2) 請求者が脱退手当金に係る支給決定通知書を所持している。
- (3) 請求者が請求したものと考えられる裁定請求書が現存している。
- (4) 請求者の陳述から請求者が脱退手当金を請求又は受給したことについて認識していたことがうかがわれる。
- (5) 脱退手当金の支給決定日に近接する時期に請求者に係る氏名変更等に係る処理が行われている。
- (6) 脱退手当金の支給決定日に近接する時期に被保険者台帳記号番号の重複取消処理が行われている。
- (7) 請求期間に重複して国民年金保険料を特例納付している。
- (8) 請求者の厚生年金記録には複数の脱退手当金支給記録がある。
- (9) 脱退手当金の支給記録に含まれる一部の厚年被保険者期間については、受給したことを認めている。
- (10)請求理由が変遷している。
- (11) 通算年金制度創設前に支給決定がなされており、脱退手当金の支給後、相当期間、厚生年金保険に加入していない。
- (12) 脱退手当金の支給後、相当期間、公的年金に加入していない。
- (13) 請求期間に係る被保険者台帳記号番号と請求期間後の厚年被保険者期間に係る被保険者台帳記 号番号が別番号になっている。

〇「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると適正な請求に基づいて支給したと考えられる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1) 支給報告書、受付経過簿が現存しており、支給記録と相違がない。
- (2) 被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給記録(支給日、支給額等の記載)がある。
- (3) 被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給に係る事務処理の経過(裁定庁への記録回答事蹟)がある。

第3章 訂正すべき期間

第2章による認定の結果、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実がなかった」と認定した事案の訂正すべき期間は次によるものとする。

第1 訂正範囲

1 請求期間全てを訂正する場合

支給事実がなかったと認定した脱退手当金の計算基礎期間が、訂正請求期間と完全に一致する場合は、その訂正請求期間全てについて、訂正の決定をする。

2 請求期間の一部を訂正する場合

支給事実がなかったと認定した脱退手当金の計算基礎期間が、訂正請求期間と完全に一致しない場合は、その支給事実がなかったと認定した期間につき訂正の決定をし、他の期間については不訂正の決定をする。